

株式会社ココナラ
定款

平成24年	1月	4日	設	立
平成24年	4月	14日	改	訂
平成24年	1	1月	改	訂
平成25年	7月	18日	改	訂
平成26年	6月	9日	改	訂
平成27年	8月	27日	改	訂
平成27年	1	1月	改	訂
平成29年	1月	10日	改	訂
平成29年	3月	17日	改	訂
平成29年	6月	12日	改	訂
平成29年	1	1月	改	訂
平成30年	1	10月	改	訂
令和元年	6月	28日	改	訂
令和2年	8月	31日	改	訂
令和2年	1	1月	改	訂
令和3年	1	1月	改	訂
令和4年	1	1月	改	訂
令和5年	1	1月	改	訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ココナラ と称する。英文では、coconala Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット接続サービス業
- (2) インターネット情報提供サービス業
- (3) インターネット接続サービス・情報提供サービスに係わるシステム・ソフトウェア開発及び販売業
- (4) インターネットを使った通信販売業
- (5) インターネットホームページの企画、制作・制作受託・運用管理業
- (6) インターネットコンテンツの制作の受託
- (7) 各種マーケティング・小売業務の遂行
- (8) 電子商取引に関する企画および調査
- (9) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
- (10) インターネットメディアの売買及び運用
- (11) 出版業
- (12) 集金の代行業務
- (13) 経営コンサルティング業
- (14) 投資コンサルティング業
- (15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝
- (16) イベントの企画、開催
- (17) 前各号（ただし、コンサルティング業務を個別に定めている場合を除く）に関するコンサルティング業務
- (18) 有料職業紹介事業
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業
- (21) 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査等委員会
- 3.会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7126万8000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割

当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿に作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 11 月末までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始

の時までとする。

(任期)

第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長 1 名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任

の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主

または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2022 年 8 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までに任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上